

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた水道局発注工事及び  
委託業務の対応について（通知）

表記の件につきまして、令和2年4月16日、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく全国自治体への緊急事態宣言が出されたことにより、鳥取県も対象区域となったことを受け、当該宣言及び国の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針（令和2年4月16日変更）」を踏まえ、今後の水道局発注工事及び委託業務（以下「工事等」という。）について、下記のとおりといたしますので、適切な対応を行っていただきますよう、通知いたします。

記

1. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等

- (1) 給水区域内における工事等について、受発注者双方による協議をしたうえで、工期の必要となる請負代金額の変更及び一時中止の対応措置を図ります。また、このことによる受注者の責は、特段の事情がない限り問わないものとして取り扱います。
- (2) 新型コロナウイルス感染症のり患等により、技術者等の人員確保または、資機材等が調達できない等の事情で現場の施工業務を継続することが困難な場合も上記(1)と同様とします。

2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置については、以下の点を踏まえ、適切に対応を行っていただくようお願いいたします。

- (1) 三つの密（①密閉空間 ②密集場所 ③密接場面）

建設工事の現場では、多人数での作業や、打ち合わせをはじめ、「三つの密」が生じかねない場面も想定されることから、特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で大人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや、作業場所の換気の励行など、「三つの密」の回避や影響を緩和するための対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

- (2) 工事現場における注意事項（※参考例）

①始業前・始業時

- ・ 始業前の体温チェックや健康観察（嗅覚・味覚はあるか）
- ・ 発熱時等の風邪の症状がみられるときは休暇を取得
- ・ 打合せ時の離隔距離の確保

②作業時

- ・マスクと手袋の着用
- ・定期的な手洗い
- ・不特定の者が触れる箇所や器具の定期的な消毒
- ・可能な限り密集した作業の回避
- ・適正な人員配置及び業務量の確保

③休憩時

- ・手洗いの徹底
- ・現場事務所や休憩所等の定期的な換気や消毒
- ・不特定の者が触れる箇所や機器の定期的な消毒
- ・休憩時の離隔距離の確保（十分な休憩スペースの確保）

④その他（設備等）

- ・「緊急事態宣言の回避行動」の掲示
- ・相談連絡先の掲示
- ・アルコール消毒液の設置
- ・車での移動時の換気や乗車人数の制限
- ・打合せにおけるウェブ会議システムやメール等の活用

(3) その他

作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者であることが判明した場合は、速やかに水道局に報告するなど所要の連絡体制を図っていただきますようお願いいたします。